

（午後1時00分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番9、7番 阪本君。

〔7番（阪本久代君）登壇〕

○7番（阪本久代君）皆さん、こんにちは。お昼の第1番目です。よろしくお願いたします。

通告に従いまして、一般質問を行います。今回は2項目です。

まず1項目め。情報公開の改善を。

県内9市の情報公開のしやすさなどを和歌山市の市民団体「市民オンブズマンわかやま」が昨年3月下旬から4月上旬に、4月1日時点の状況をアンケートし、12月6日にランキングを発表しました。橋本市はワースト3位でした。住民参加の確保の促進・拡充のために改善を求めます。

2項目め。コロナ感染拡大の中、自宅待機者を放置しないように。

新型コロナのオミクロン株は感染力が強く、和歌山県でも全員入院をやめざるを得なくなり、自宅待機者が多数出ています。

和歌山市では（2月9日付朝日新聞より）保健所だけでは業務が追いつかず、保健所サポートセンターをつくり、コロナ禍前と比べて2倍以上の職員体制で対応しているが、陽性者への最初の連絡に遅れが出始めているそうです。和歌山市以外は県の保健所が対応しているので、橋本市での実態が分かりません。自宅待機者が放置されたままにならないか心配です。橋本市新型インフルエンザ等対策行動計画に、自宅で療養する患者への支援があります。橋本市内の自宅待機者に対しての市

の考え方を問います。

以上です。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君の質問項目1、情報公開の改善に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（小原秀紀君）登壇〕

○総務部長（小原秀紀君）情報公開の改善についてお答えします。

議員おただしのとおり、昨年12月6日に「市民オンブズマンわかやま」が県内9市の情報公開のしやすさなどについて、ホームページの整備、請求権者、制度の整備、審査会整備、内規等整備の5項目で採点し、県内9市情報公開制度ワーストランキングとして公表したところです。このことを受け、本市としても整備が不十分であった項目について検討し、対応可能なものについては早急に改善を行っております。

まず、市のホームページに関する指摘事項として、情報公開制度のあらましの説明が不足していた点、開示・不開示の基準を掲載していなかった点、ホームページ上で開示請求書のダウンロードができない点、写しの交付により公文書の開示を行う場合のコピー代の額が明示されていなかった点、開示請求された件数などの直近の情報公開制度の運用状況を掲載していなかった点、審査請求に対する情報公開審査会の答申が掲載されていなかった点が不十分であると指摘されました。これらの点につきましては、いずれも広くお知らせする必要性が高い情報であると考え、速やかにホームページを見直し、既に改善を終えております。

次に、開示請求書の様式について、請求の

目的を記載する欄を設けていることが不十分な点と指摘されています。本市においてこの目的欄は、請求者が求める文書を特定するための参考情報として記載していただく任意項目として設けております。そのため、目的欄の記載がなくても受付は行っており、目的の内容によって開示・不開示の決定が変わることもありませんが、このランキングにおいては目的欄を設けていること自体が不備であるとして指摘されました。開示請求の様式から目的欄を削除する対応を行いました。

今回の公表を機に、市として対応可能なものは速やかに改善したところですが、現時点で対応できていない項目についても引き続き検討を行い、市民にとって利用しやすい情報公開制度の整備に努めてまいります。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君、再質問ありますか。

7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）情報を市民と行政が共有するという事は非常に大事なことだと思います。今も答弁でありましたように、素早く改善に向けて対応していただいておりますし、またさらに検討をしていくということで、すごい素早いなというふうには思っているんですけども、何点か再質問いたします。

まず一つ目は、開示決定が請求の受付日から15日以内なんですけども、開示延長後の決定が請求受付日から60日以内というふうに橋本市ではなっています。早いところでは、31日、45日、46日のところもあります。実際には平均何日かかっているのでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）基本的に、条例のほうで請求があった日から起算して15日以内に決定することとなっておりますので、基本、15日以内で決定しております。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）そうでしたら、延長した場合の最大60日というふうになっているんですけども、これをもっと30日とか45日に早めることができるんじゃないでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）請求がありまして、その請求の対象の文章が膨大でありましたりとか、あるいは第三者の情報が含まれておりましてその方の意見聴取、そういうことが必要な場合に、15日を延長して最長60日というようにしております。

ただ、議員からご指摘がありましたように他市を見てもみると、それよりも短い日数になっているところもありますので、そういうところも勘案して今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）よろしくお願ひします。

また、もう一点ですが、保有する公文書に関する網羅的な目録を整備はされているんですけども、これを閲覧ができるようにはなっていません。目録を見ても欲しい情報がどれなのか分からない場合もあるんじゃないかというふうにご指摘も頂いたんですけども、ただ、目録を見ていたら、この情報も欲しいというふうに気づく場合もあると思います。目録は整備されているんですから、市民が閲覧できるように変えることはできないでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）この点につきましては、目録のほうは作成しておるんですけども、その内容につきまして公表を対象としておりませんので、中に個人情報等含まれている場合がありますので、今後、そういう個人情報をどうするか等も含めて内容を精査して、公表のほうに進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）個人情報は確かに守らなくてはいけませんのでその辺は整理して、ぜひとも閲覧できるような方向で検討を素早く、よろしく願いいたします。

1番を終わります。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、コロナ感染拡大の中、自宅待機者を放置しないようにに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（土井加奈子君）登壇〕

○健康福祉部長（土井加奈子君）コロナ感染拡大の中、自宅待機者を放置しないようにについてお答えします。

このたび、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々には謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復を心よりお祈り申し上げます。また、医療・介護従事者などをはじめ、最前線で感染拡大防止に日々ご尽力されている皆さまに改めて敬意を表し、深く感謝申し上げます。

橋本保健所管内においても新型コロナウイルス感染者は多いときで70人を超え、保健所の業務は逼迫している状況にあります。市では県との応援協定に基づき、市の保健師が保健所で行う疫学調査に従事しています。

議員おただしの橋本市新型インフルエンザ等対策行動計画に記載されている自宅で療養する患者への支援については、「患者や医療機関から要請があった場合には、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う」となっています。

現在、陽性者となった方には、橋本保健所が電話等による連絡や経過観察を実施しています。また、食事の提供としてプッシュ式での5日間の食料品等の緊急物資の提供を行い、さらに買物支援を希望する方には県職員が買

物を行い配達するなど、きめ細かく対応しています。

議員おただしの市内の自宅待機者については、県から陽性者や濃厚接触者についての情報提供がないため特別な対応はしていませんが、本市に自宅待機者からの問合せがあった場合、橋本保健所の支援事業をご案内するほか、ネットスーパーなどの社会資源の活用方法を案内しています。

罹患された方々が回復されるまで、その家族等を含めた生活の支援は重要であるため、今後も保健所との業務連携に努めてまいります。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君、再質問ありますか。

7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）今も答弁にありましたように、自宅待機者に対しては食料品などの提供が行われ、買物支援を希望する方には県職員が買物を行って配達をしているということです。けれど、橋本保健所管内、本当に陽性の方が多いといえますか、その中で本当に滞りなく自宅への食料品の配達とか、行われているのでしょうか。市からの応援は必要がないのでしょうか。まず一点お尋ねします。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）この自宅待機者への食料品などの支援につきましては保健所が主導でやっております。要請があれば、またこちらのほうも応援ということなんですけれども、今のところ応援の要請はなく、十分に県のほうで手当てしていただいていると思っております。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）先ほども問合せがある場合には対応しているということでしたので、それ以上のことは分からないのかもしれませんが、県が責任を持っているということなので、

なかなか市民から見ても一体どないなっているのかというのが分からず、和歌山県の場合は第5波まではかなり全員入院で、広く濃厚接触者の検査もして感染を抑えてきたと思うんですけども、第6波になってからは、最初はオミクロン株は軽症が多いとか言われていたけれども、最近では高齢者の方の中に重症の方が増えてお亡くなりになっている方もいらっしゃるし、自宅待機中に残念ながらお亡くなりになったりとか、救急を呼んでも来てもらえずに手後れになったとかというのが、和歌山県というわけじゃないですけど、全国的にそういう例があるということがニュースでも報道されています。

そういうのを見ていると、本当にこの橋本保健所管内では大丈夫なんだろうかという不安がやっぱり出てきます。しかも橋本保健所管内で見れば、1月は陽性者の方は476人でしたけれども、2月に入ってから昨日21日までに1,144人と、本当にたくさんの感染された方が出ています。保健所管内の人数しか分からなくて、昨日は橋本保健所管内でもクラスターの報告がありましたけれども、こんなに人数が出ているのにクラスターの発表もないし、一体どこで感染が広がっているのかというのが分からない。市民から見れば分からない状態で、本当にどこを注意すればいいのか分からないというような状況が今の状況ではないかなというふうに思うんです。

ただ、先ほどもご答弁にあったように、県からは陽性者や濃厚接触者についての情報提供がないと。だから、橋本市自身も分からない状態だということだとは思いますが、コロナが始まってから2年にもなるのに、ずっと同じことの繰り返しで本当にいいんだろうか。もっと県と情報を共有して、橋本市内の状況であるとか市民への情報提供とかということをしていくべきではないかなと思う

んですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）ご心配いただいております。一点、何に気をつければいいのかというところにつきましては、やはり基本に戻っていただいて手洗いがいい、マスクの正しい着用、それから3密を避ける、この基本的な行動をしていただきたいと思います。

情報が無いということで、確かに対策については県が主導でしておりますので、県の指示に基づくところではあるんですけども、例えば今ご存じのように10歳未満ですとか10歳代ですとか、かなり若い、小さい方への感染というのが広がってきております。例えばこども園であったり保育園であったり、小学校であったり中学校であったりというところからはやはり教育委員会や、それからこども課に情報提供がありまして、その情報を取りまとめて危機管理室が市長のほうへ報告するというような形で取っておりますし、また、最近広がってきています高齢者施設につきましてはいきいき健康課のほうに、やはり相互の事業者同士のやり取り、デイサービスであったりヘルパーであったりというそういうやり取りもありますので、そこら辺につきましてはいきいき健康課のほうに情報が各事業所のほうから入りますので、その情報共有というのは役所の中で行っておりますし、対策というかを取っておるところであります。

先ほどの保健所が陽性者に配っている緊急物資の中身についてなんですけれども、固形飲料みたいな、ああいう喉越しがいいような、熱が出て物が食べにくいときに口にする物から、最終カレーであったりとか親子丼ぶりであったりとか少し力のつくような、災害時によく使っているようなそういうレトルト食品や飲み物が、割といろいろと考えて5日分

支給されるようになっております。その支給に伴いまして、パルスオキシメーターの貸出しも必要であればされておりますので、自宅待機者が増える中ご不便をかけてはおるとは思うんですけども、ここを踏ん張って乗り越えたいと思っています。

○議長（小林 弘君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）私から補足の説明をさせていただきたいと思っております。

昨日の一般質問で9番議員さんから、コロナ感染につきましては災害ではないかというような見方もできるというようなご意見も賜りました。私ども、個人的にはそういう考え方もあろうかと思うんですけども、厚生労働省から健康危機管理という言葉が古くから使われております。これによると基本指針だとかガイドライン、そういったものも出されておるんですけども、健康危機管理という定義は、医療品、食中毒、感染症、飲料水その他の何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するものをいう。こういった定義でございます。具体的には大地震であったりとか火山の噴火、それから人為的になされる、例えば地下鉄サリン事件であったりとか和歌山カレー毒物混入事件、そういったものから今回のインフルエンザとかコロナウイルス、こういう感染症に関わるもの、かなり幅広いものを事象としては対象としております。

こういった対応につきまして、危機管理として対応する中核をなすのはやっぱり都道府県であるということが法律上明記されております。その中で、基本的には市町村の立場というものも関わっておりますけれども、やはり都道府県からの要請に基づいて動くということが、この危機管理という意味合いにおい

ては国・都道府県・市町村、これが一体になって動かざるを得ない、動く必要があるということで、言い方は悪いですが、市町村単独で動くということが非常に難しいということでご理解いただきたいと思います。

例えば先ほどのご質問でも、十分足りているかという話もございましたけれども、振興局の健康福祉部のしかるべき立場の方の話によりますと、食事の給付に関しては一応スムーズに概ねなされているという理解をしておるという答えを頂いておるところでございます。例えば、県のほうから感染した方に対して自宅療養を求める場合につきましては、別途、この食事給付が必要かどうかという確認をするんだそうです。そのうち、例えば10件に1件ぐらいの割合でそれを辞退される方がいらっしゃる。理由は、やっぱりコロナに感染しているということを周辺の方に悟られるのを懸念するというか、そういったことが主な理由なんだそうです。

あと、それから、都道府県が市町村に対してこういった食事の支給なんかについての応援要請を求める場合は、事前に当事者である本人に「市町村にあなたの個人的な情報を流しますよ。よろしいですか」と、こういった確認を取って了解を得た上で初めて市町村が動けると、県から要請を頂けるということが国のこういうQ&Aでも示されております。

そうしたことから、個人に対する必要性は十分分かってはおるんですけども、何分ともこういった状況から単独で行政、市町村が動くというのは非常に慎重にならざるを得ないというところで、何でもオープンにすればいいというもんでもないのかなというふうに思いますので、こういった点につきましてご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）食事の提供とかという

ことでは分かりました。ただ、県が責任を持ってやっているだけけれども、今県のほうもとかどこの保健所も大変になっていて、県の情報というのでも10代何人というのでも全部ひっくるめた人数になっていますし、最初の頃だったら何十代、女性、男性から学生さんとか、何々の関係者とかという形の報告がずっとあったのが、今はまとめた人数になっています。その人数の傾向と橋本保健所管内の傾向が同じなのかどうかというのでも、県の発表では全然分からないんです。

だから、保健所ごとによったら人口構成とかいんなことでも違うし、傾向が違ってくるんじゃないかなというふうに思ったりもするんだけど、とにかく県の報告というか情報では全然分からない。でも多分、市のほうにもそういう情報は来てないのではないかなとは思いますが、やっぱり橋本保健所管内には橋本保健所管内の特徴があるんじゃないかな。注意するにしても基本は基本ですけども、もっとこういうところを注意しないといけないというところがないのかなというふうに思ったりもするんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）阪本議員の質問にお答えをします。

阪本議員が不安に感じられるのはよく分かります。ただ、現実にはなかなか、今の現状は検査が追いついていなくて遅れて情報が入ってくるという状況もありますし、逆にこども園とか小・中学校の保護者の方から学校のほうに「陽性になりました」という連絡も頂いています。こども園とか保育園とか小・中学校については、保健所のほうから「ここでも出ましたよ」という向こうがつかんだ情報を入れてくれていることは入れてくれています。

ただ、その情報がうちがつかんでいる情報のほうが早い場合もあつたり、なかなかどこまで皆さんに情報公開をすべきなのかというのもあります。やはりコロナ差別につながってはいけないというような問題も抱えていますので、今は報告を受けた分でこちらのほうで分析して、じゃ、ここはこうしましょうとかという考え方は持って進めています。

公共施設を閉めているのも、一番の考え方は高齢者の方にコロナをうつしてはいけない。そのためにはやはり利用者の多い公共施設を今は我慢して止めておくと。議会の要望にもありましたけども、今は解除するような状況にはないという判断でやっています。デルタとの大きな違いは、家庭内感染があまりにも多過ぎる。1人かかれば全員がかかるというのが今のオミクロン株の状況です。

そういう中で私たちにとっても、クラスター関係にしてもやはり情報が入ってくるのも遅いというのもあります。先、私らがつかんでいるケースもありますし。そういう中で、今はとにかく感染力が強いオミクロン株をどこで収束させていくか、どこで終わらすんやというのを目標を持ってこれからやっていくべきかなというふうに思います。なかなか情報開示というのでも、うちもこれはこの間つかんどったより3日遅いとかというのでも現状なんで、なかなか議員の皆さんにもそういうお話をすることは日々変わっていくという状況の中で、しっかりとこれからそういう状況を分析しながら、公共施設はまだ開けませんよとか、そういうふうにして少しでも今は感染を抑えていく努力をしていく。小・中学校も今はまだ学級閉鎖でまだ学校閉鎖までは行ってませんが、子どもたちにはタブレットを持って帰ってもらって家庭で学習もしてもらっていますし、そういういろんな対策をしながら今進めています。

阪本さんが不安に感じることはよく分かります。私たちはもっと不安を感じながら毎日5時に報告を受けて、どうしていくか、次の日全員集めて、ここの担当課を集めてこういうふうにしようとか、そういうことはやっていますけども、市民の皆さんに情報を流すことによってかえって不安にさせること、あるいは「この地域に出ましたよ」と出すことによって、その家庭が特定される危険もありますので、そこはまたよく見ながら対応をしてみたいと思っております。阪本さんの不安も私の不安も恐らく一緒です。ただ、私たちは最前線に立ってその対応をしていくということが大事なというふうに思います。

県には、振興局長には、陽性者の食料を配るときは、もし手が足りないなら応援要請を出してくださいとは言っています。ただ、濃厚接触者については、これは県でも有料になっておりますし、10人に1人ぐらいは「そんなん持ってこんといてくれ」というような、特定されたらあかんというふうなところの問題もありますので、県が市に応援をしてくれという話が来れば職員を出していきたいと思っておりますし、飲食の関係は6人出して対応をしましたし、常に県と市の連携はしっかりと取りながらこのオミクロン株に対応していきたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願ひします。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）いろいろされているということはよく分かったんです。よく分かりましたけど、ただそれがいろいろ情報を出してはいけないこともあったりして、表に出せないというところ辺もあるかもしれないですけど、残念なことに何もしてないん違うかというふうに映ってしまうんですね。だから、その辺をやっているのはやっているんだということもやっぱり分かるような形で発信して

いっていただけたらなというふうに思います。終わります。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君の一般質問は終わりました。

この際、1時45分まで休憩いたします。

（午後1時32分 休憩）

---